

## 北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第8回総会）

日時：令和3年4月22日（木）13時30分～

会場：年金審査課 第一会議室

### ○事務局（年金審査課長補佐）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、北海道地方年金記録訂正審議会第8回総会を始めさせていただきます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課 課長補佐の渡部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防措置として、審議時間を短縮して実施させていただきます。

なお、本審議会の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

加えて、北海道厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

総会に入ります前に、北海道地方年金記録訂正審議会委員として本月10日付で再任されました、荒委員並びに増谷委員に任命通知を交付いたします。

本来であれば、直接任命通知をお渡しすべきところではございますが、あらかじめ机の上にお配りさせていただいておりますので、恐縮ではございますが、内容のご確認をお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の桑島よりご挨拶申し上げます。

### ○北海道厚生局長

北海道厚生局長の桑島でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第8回、今年度は第1回でございますけど、総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日お集まりいただいた委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。

また、日頃より、国の年金事業の適正な運用と円滑な推進に、ご理解とご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

また、今年度の北海道地方年金記録訂正審議会委員の任期満了に伴い、お二人の委員の方へ再任のお願いをいたしましたところ、ご快諾を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年冒頭から、コロナ感染の影響で予想を遙かに超えて長期的に感染が拡大をしているわけでございますけど、昨年度は、総会及び同日予定しておりました審議会は、書面開催とさせていただきましたが、6月以降は、先生方のご協力によりまして、通常の形式で審議会を開催することができました。誠にありがとうございました。本日も通常の形ということで、開催させていただいております。

昨年度の実績を振り返りますと、年金記録の訂正請求につきましては、傾向として、発足当時から比べて減少傾向にあるわけでございますけれども、令和2年度の受付件数は、令和元年度に比べまして、若干増えているということで、下げ止まったという印象でございます。また、処理件数につきましては、委員の皆様方のご協力もあり、先ほど申し上げた、コロナの影響も特段あるわけでもなく、ほぼ、例年並みの件数となったところでございます。

さて、年金制度、先生方には釈迦に説法でございますけれども、国民お一人お一人の老後の生活に対して、非常に長期的にかつ非常に大きな影響を持つ制度でございますので、私どもの厚生労働省におきましては、厳格な管理をさせていただくことは当然でございますけれども、先生方におかれましては、年金記録の訂正請求について、引き続き専門的なお立場から、ご審議をしていただき、公平・公正、かつ客観的なご判断にお力添えいただきますようお願いを申し上げます。

おわりに、新型コロナウイルス感染症の終息がまだまだ見えない状況ではございますが、今年度の審議会も昨年度と同様、感染症予防対策を十分に行っておりますので、引き続き、ご審議のご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者をご紹介します。

年金管理官の大田でございます。  
大田です。よろしく申し上げます。

年金審査課長の蒔田でございます。  
蒔田です。よろしく申し上げます。  
主任年金記録調査官の佐藤でございます。

佐藤です。よろしくお願いいたします。

管理係長の木村でございます。

木村と申します。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局（年金審査課長補佐）

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「座席表」、「議事次第」に続きまして、「資料」としまして、

【議題 1】 会長の選任について

【議題 2】 会長代行、及び部会長の指名について

【議題 3】 令和 2 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

合計 3 点となっております。

資料に不足等ございませんでしょうか。

ご確認ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

当審議会の会長でありました増谷委員の任期が、4月9日で満了しておりますので、新たに会長を選任する必要がございます。

地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 3 項により、「会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」こととされておりますので、現在、会長代行である星委員に議事進行をお願いしたいと思います。

星会長代行、よろしくお願いいたします。

○星会長代行

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第 8 回総会を始めます。

それでは、最初の議題に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

審議会運営規則第 9 条では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

個人情報保護や公開することによって、本審議会の運営に支障をきたすような内容が含まれていない議題 1 ないし議題 3 については、公開といたします。

なお、個人情報保護や、公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容については、議題 4 の「その他」でご議論いただき、その部分は非公

開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規程により議事要旨を作成し、会議資料や議事録と合わせて、北海道厚生局ホームページで公開いたします。

事務局が作成した議事録については、同条第4項の規程に基づき、議事録の署名人として、会長のほか2名の委員を会長が指名することとなっております。

このあと、会長の選任後に指名をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の成立について事務局より、報告願います。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の蒔田でございます。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、5名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題1】 会長の選任について

○星会長代行

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

「資料1」をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○前田委員

増谷先生がいいと思います。

○星会長代行

前田委員から、増谷委員を推薦する旨、ご発言がありましたが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

※「同意します。」の声

○星会長代行

それでは、全員同意ということで、増谷委員に会長に就いていただきます。  
増谷会長、よろしく願いいたします。

※増谷委員が会長席に移動

○事務局（年金審査課長補佐）

増谷会長から、一言ご挨拶をお願いします。

○増谷会長

はい、増谷です。会長をご指名いただきました。微力ながら精一杯務めさせていただきます。

また、今年も充実した審議が行えるように、皆様のご協力をお願いいたします。  
では、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の議題に入ります前に、先ほど星会長代行から説明のありました議事録の署名人について指名させていただきます。

私のほかに、荒委員と前田委員を指名しますので、事務局は議事録が整理でき次第、私と荒委員、前田委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。

荒委員、前田委員は、よろしく願いいたします。

**【議題2】 会長代行、及び、部会長の指名について**

○増谷会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、「会長代行、及び、部会長の指名について」です。

資料2をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

これより、「会長代行」、及び「部会長」の指名に関する資料をお配りいたします。

#### ※追加資料配付

##### ○増谷会長

それでは、ただいま配布しました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、引き続き星委員を指名します。よろしくお願いたします。

星会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会長」を指名します。

部会は、荒委員、星委員、前田委員、宮元委員と、私の5名で構成し、部会長は私が兼任いたします。

部会長代理は、星委員に兼任をお願いいたします。

「会長代行」、及び「部会長」の指名は以上です。

今後、地方審議会総会及び各部会の開催は、必要な都度、私が招集いたします。

委員の皆様におかれましては、私のもとで、北海道厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いたします。

#### 【議題3】 令和2年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

##### ○増谷会長

続きまして、議題の3番目、令和2年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

##### ○事務局（年金審査課長）

それでは、「議題3 令和2年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、恐縮ではございますが、座ったまま説明をさせていただきます。

ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

こちらの棒グラフは、総務省に第三者委員会が設置された平成19年度当時の、北海道における受付件数と処理件数の推移でございます。

上段の受付件数は、ご覧のとおり、平成 22 年度をピークに減少し、年金審査課が設置された平成 27 年度の受付件数は 141 件ございました。その後、60～70 件台で推移し、令和 2 年度の受付件数は 78 件となっております。

続いて、下段の処理件数は、取下げ件数等も含んでおりますが、こちらも受付件数と同様、平成 22 年度をピークに減少し、年金審査課が設置された平成 27 年度の処理件数は 108 件で、その後、60～80 件台で推移し、令和 2 年度の処理件数は 81 件となっております。なお、受付件数よりも処理件数が上回っている年度がございますが、これは年度内に処理できなかった事案が、翌年度に繰越計上されているためでございます。

続いて 2 ページをご覧ください。

上段左側の棒グラフは、北海道地方年金記録訂正審議会における不訂正事案件数と口頭意見陳述の実施状況でございます。令和 2 年度は口頭意見陳述の希望がなく、実施はございませんでした。

上段右側は、当審議会の部会の体制及び委員数、そして部会の開催実績と 1 回当たりの平均審議件数の推移でございます。令和 2 年度の部会開催数は 19 回、1 回当たりの平均審議件数は 3.1 件であり、平均審議件数は過去最高の件数となっております。なお、この平均審議件数は、一つの事案に対して複数回ご審議いただいた事案もありましたので、そうした再審議分も 1 回としてカウントしております。

下段の表は、令和 2 年度の北海道厚生局における年金記録訂正処理状況となります。合計欄でご説明いたしますが、括弧内の 11 件は、令和元年度からの繰り越し件数となります。これに、令和 2 年度中の受付件数 78 件を合わせた 89 件が、令和 2 年度中の処理対象となっております。このうち処分決定したものが 58 件、取下げ等は 23 件ございましたので、差し引きした 8 件が、令和 3 年度への繰越件数となります。また、真ん中の列、処分通知済件数 58 件のうち、一部訂正を含めた 36 件が訂正決定されておりますが、その訂正率は 62.1%となっております。制度別の訂正率は、厚生年金保険が 72.9%、国民年金が 10.0%となり、厚生年金事案の訂正率が高いのは、過去と同様の傾向となっております。

その要因として、昨年度は賞与に係る訂正請求が 10 件あり、そのほとんどが記録訂正となっております。また、同僚照会を行った方からの訂正請求において、19 件が記録訂正となっております。

続いて、3 ページと 4 ページをご覧ください。これは厚生労働省のホームページで毎月、更新・公表されている全国版の資料です。

3 ページは、訂正請求に係る全国での受付・処理状況です。記載されている件数は、令和 3 年 2 月の単月と、年金記録訂正業務が総務省から厚生労働省に移行

された後の、平成27年3月から令和3年2月までの累計件数となっております。

続いて4ページをご覧ください。

これは、各厚生（支）局、分室ごとの受付・処理件数を制度別等に区分したものです。全国的に厚生年金保険の事案件数の多いことが、この資料でも見てとれるかと思えます。

次に、5ページをご覧ください。

この5ページ以降の資料は、昨年12月に開催されました、第8回社会保険審議会年金記録訂正分科会の資料でございます。

こちらの資料から一部抜粋したものでご説明をいたします。

なお、令和2年度分については、下期を含めた2年度全体の件数等は、まだ集計されておられませんので、令和2年度のみ、上期の概況となっております。

それでは、6ページをご覧ください。

上段の表は、年金事務所の窓口で受付した訂正請求書の件数とその割合を、年度別、制度別等に区分したものです。受付件数は、平成27年度から年々減少しておりましたが、令和元年度は増加し、2年度も上期の数字を見ますと、元年度と同程度となっております。増加傾向の要因として、賞与に掛かる訂正請求の増加のほか、平成29年8月から老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮となった際に、年金記録の確認が喚起されたことにより、年金記録訂正請求の件数が増えているのではないかと推測されます。

また、厚生年金に係る訂正請求の割合は、毎年度90%前後となっており、圧倒的に厚生年金事案が多いという結果となっております。

下段の棒グラフは、地方厚生（支）局、分室別の、平成30年度と令和元年度の受付件数の比較です。先ほど上段の表で、令和元年度の受付件数が増加していると申し上げましたが、この棒グラフを見ますと、ほとんどの厚生局で受付件数が増加しているということが見てとれます。

続いて7ページをご覧ください。

こちらは、制度別・処理事案別の処理件数となっております。

厚生局処理事案と機構処理事案に分かれており、令和元年度及び2年度上期の速報値での厚生局処理事案と機構処理事案の比率は、厚生局処理事案3に対して機構処理事案が7と、機構処理事案が多くなっている状況でございます。

また、厚生局処理事案における、厚生年金の訂正率が高く、国民年金の訂正率は逆に低いということが、こちらの表からも見てとれるかと思えます。



続いて 8 ページをご覧ください。

こちらは、令和元年度の厚生局処理事案を対象とした、請求者の住所地別件数でございます。東京都居住者からの請求が一番多く、北海道居住者は 7 番目ということでございます。

続いて 9 ページをご覧ください。

こちらは、厚生局が処理した請求期間の分類（事案類型）別の請求件数です。厚生年金事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求が、厚生年金事案の全体の 50%以上を占めているということが分かります。

北海道厚生局の状況を申し上げますと、賞与に係る訂正請求は少ない状況です。理由として、年金事務所で訂正できるものが多く、厚生局に進達されるものは少ないのではないかと思います。

国民年金事案では、⑤の保険料納付に係る訂正請求が、90%前後となっており、国民年金事案の大部分を占めていることが分かります。

続いて 10 ページをご覧ください。

左側は、厚生局が処理して請求期間の分類（事案類型）別の請求件数に対する訂正・不訂正の処分決定件数。右側は、その訂正決定率です。

左側①の標準賞与額に係る訂正請求の件数が一番多く、右側の訂正決定率は、①の標準賞与額に係る訂正決定率が平成 30 年度は 90%、令和元年度は下がりましたが 76.4%と高くなっており、厚生年金全体の訂正率を押し上げていることが分かります。

続いて 11 ページをご覧ください。

こちらは、上段が令和元年度の部会の開催状況、下段は口頭意見陳述の実施状況でございます。

続いて 12 ページをご覧ください。

こちらは、厚生労働大臣に対する審査請求の受付・裁決等の件数でございます。最後に 13 ページをご覧ください。

こちらは、全国における提訴状況や、判決・係争の状況です。

一番下の表にあるとおり、令和 2 年度上期末時点において係争中のものは、全国で 23 件となっております。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年度訂正請求の受付・処理状況について

のご報告でございます。

○増谷会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容について、ご質問等ございますか。

○委員

(質問の声なし。)

○増谷会長

私から1点。訴訟のデータですが、結論はどうなったかというのは、何か資料等がありますか。

○年金管理官

結論についての資料はございません。

○増谷会長

ないんですか、なるほど。

他に何かございますか。

なければ、次の議題に移りたいと思います。

#### 【議題4】 その他

○増谷会長

次の議題は、「その他」についてです。

冒頭、星会長代行からお話がありましたとおり、ここからの議事及び資料は「非公開」といたします。

—了—